

令和3年度 釧路シニアプレミアリーグ 開催要項

1. 主催 釧路地区サッカー協会 釧路シニアサッカー連盟
2. 主管 釧路シニアサッカー連盟
3. 名称 釧路シニアプレミアリーグ (略称K S P L)
4. 会場 釧路管内各サッカー場
5. 期 日 5月初旬より10月末日までとする。
6. 参加資格
 - 1) 釧路地区サッカー協会及び北海道シニアサッカー連盟並びに釧路シニアサッカー連盟に加盟登録を完了した、シニア種登録のチーム、選手であること。
 - 2) 本リーグに登録されていない選手の出場は認めない。
 - 3) 1982年4月1日までに生まれた選手で構成されているチームであること。
 - 4) 選手登録は何名でも良い。ただし、50歳以上(1972年4月1日までに生まれたシニア登録選手)の他チームの登録選手は5名までとする。
 - 5) 選手登録名簿は、令和3年4月30日まで提出すること。
 - 6) リーグ戦開催中の他チームへの移籍は、認めない。
7. リーグ編成 当該年度の登録チーム数によりリーグを編成するが、最高8チームまでの1リーグ編成とする。今年度は7チームで1リーグ制とする。
なお、リーグにあっては、来年度の全道シニア40サッカー大会予選を兼ねる。
8. 組合せ及び日程 釧路シニアサッカー連盟理事総会前に通知する。
9. リーグ順位決定方法 次の方法により決定する。
 - 1) 勝点(勝:3点引:1点負:0点) 当日棄権:-5点) 不戦勝:勝点3点得点5点 不戦敗:勝点0点失点5点
 - 2) 得失点(総得点-総失点)
 - 3) 当該チームとの対戦成績
 - 4) 得点率(総得点÷総失点)
 - 5) 抽選による。
10. 競技規則 競技規則はリーグ戦当該年度の(公財)日本サッカー協会制定「サッカー競技規則」による。
 - 1) 競技運営は登録各チームが行い、釧路シニアサッカー連盟が統括をする。
 - 2) 競技形式はリーグ戦による1回戦総当たりとする。
 - 3) 競技時間は50分(25分-5分-25分)
 - 4) 試合毎のエントリーは30名とし、選手証を競技開始に提出。
 - 5) 選手交代はメンバー提出用紙に記された、先発メンバー以外の選手全員が主審の許可を得てから交代でき、入退出は自由とする。なお、メンバー交代用紙は使用しない。
 - 6) 試合成立の最低人数は7名とし、競技開始時刻を過ぎても入場しないチームは競技放棄とみなし、対戦チームの不戦勝とし勝点3点、得点5点を与える。又、当日棄権もしくは2回棄権したチームについては、来年度のチーム登録を認めない。
 - 7) やむを得ない事情により棄権する場合は、該当試合の2日前(金曜日)の午後7時まで、釧路シニアサッカー連盟事務局にFAXおよびメール等又は電話で連絡をし、了承を得なければならない。
 - 8) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ストッキング)は(公財)日本サッカー協会「ユニフォーム規程」を遵守し、釧路シニアプレミアリーグ参加申込時に登録をしたユニフォームを着用する。

イ、本競技会に登録した正・副2組のユニフォーム(シャツ、ショーツ及びソックス)

を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。

ロ、正・副の2色については明確に異なる色とする。

ハ、主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。

ニ、前号の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショート及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。

ホ、ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。

ヘ、アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。

ト、アンダーショートおよびタイツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する。

9) その他 眼鏡：プラスチックあるいは類似の素材でできたスポーツメガネ以外は使用禁止とする。

11. 参 加 料

8, 0 0 0 円とする。

12. 審 判

1) 帯同審判制とし、各チーム4級以上の審判有資格者を4名以上登録しなければならない。

2) 主審については、原則3級以上の審判資格を有する者が行い、副審及び第4審判員については4級以上の審判資格を有する者が行う。

3) 審判員は課せられた任務の重大性を認識し、主審・副審・第4審判員を問わず必ず審判服を着用し、態度厳正にて積極的に責務を遂行しなければならない。

13. 罰 則

1) 警告・退場者については、運営要項細則により処置をする。

2) 悪質な反則により退場処分を受けた選手は、審判報告書に基づき釧路シニアサッカー連盟規律・フェアプレー委員会において裁定し処分を決定し関係チームに通知する。

14. 表 彰

各リーグの優勝チームを表彰し、表彰状、記念品を贈呈する。

15. 運営委員会

1) 所属全チームにより組織し競技運営に携わる。

2) 運営委員長及び副委員長については、各チーム代表者による協議により決定する。

16. そ の 他

1) 安全管理として、試合会場への移動、試合中のその他の事故防止は、各チームの責任においてチーム関係者に周知徹底すること。また、傷害保険・スポーツ保険等に必ず加入すること。

2) 運営、審判、会場準備、片付けは釧路シニアサッカー連盟より指名されたチームが責任を持って行う。

3) ゴミ等は各チームが必ず持ち帰ること。

4) 競技場内での喫煙はすべて禁止とする。但し、競技場に指定された喫煙所がある場合は、その場所での喫煙は認める。

17. 規 則 改 定

釧路シニアサッカー連盟理事総会時の理事総数の3分2以上で議決とする。

附 則

平成19年度の試合より適用とする。

改正 平成23年5月13日

改正 平成30年4月22日

改正 令和 元年5月19日

改正 令和 2年4月25日

改正 令和 3年4月25日